

いのちのとりで裁判

愛媛アクションNEWS

いのちのとりで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1
愛媛医療生協内 TEL089-990-8677

Facebook

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日/2024年10月21日 VOL.39

「いのちのとりで裁判愛媛」 定期総会・講演会に80名参加

安倍内閣下で生活保護費を平均6.5% (約670億円) 引き下げたのは恣意的で、生活実態に合わず違法だと、40名余りが「愛媛人間らしく生きたい裁判」を提訴して約10年。

7月20日、その支援団体「いのちのとりで裁判愛媛アクション」の第13回定期総会が県民文化会館別館で開催され、80名が参加しました。

原告、弁護団、支援者、学生、議員など会場からあふれるほどに集い、盛大な会となりました。また、マスクも入ってくださり関心の高さを伺える会になりました。

第1部の基調講演では、当会の鈴木静会長（愛媛大学副学長、法文学部教授）が、「いのちのとりで裁判地裁判決に向けて一裁判の意義と勝ち取ってきたこと」と題し、これまでの10年間にも渡る変遷や運動参加の意義などをわかりやすく講演しました。研究者としての視点と当会を発足当初から支えてこられた会長としての視点からの話で、原告の方々との関わりが伝わってくる内容でした。

その後、弁護団長の菅陽一弁護士や支援者を代表して、愛媛県生連の泉事務局長、原告である当事者の方からのこれまでの思いをお話ししていただきました。

定期総会では坂本事務局員から一年間の活動のふりかえりと2024年度の活動方針が提起されました。また、小淵事務局員から会計報告、河野監査から会計監査報告がありました。

多忙な中、ながえ孝子参議院議員、田中勝彦県議会議員が来賓あいさつに駆けつけてくれ、また白石洋一衆議院議員、黒川理恵子・武井多佳子県議会議員、から連帯のメッセージをいただきました。



講演する鈴木静会長



菅陽一弁護団長



原告から



全ての人の生存権保障を

生活保護費 結審受け支援団体訴え
愛媛訴訟

「いのちのとりで裁判地裁判決に向けて一裁判の意義と勝ち取ってきたこと」を題し、これまでの10年間にも渡る変遷や運動参加の意義などをわかりやすく講演しました。

生活保護基準額の引き下げは違法として松山市の受給者が取り消しを求めた訴訟の結審を受け、原告団を支援する「いのちのとりで裁判愛媛アクション」の会が20日、松山市道後町2丁目20日午後、松山市道後町2丁目生活保護基準引き下げの取り消しを求める訴訟の経緯や意義を伝える愛媛大の鈴木静教授（奥）の講演に、原告や大学生ら約30人が参加した。

鈴木教授は、厚生労働省が物価下落などを根拠的に引き下げ、基準額を段階的に70億円で、史上最大だったと指摘。引き下げは自民党の公約と疑われ、恣意的だ。受給者の生活実態に合っていないと問題視した。

同種訴訟が愛媛を含む29都道府県で争われており、一部判決28件のうち原告勝訴は17件で、23年11月の名古屋高裁判決で生活保護法違反を認め、初回に賠償を命じた。初回の司法判断が示されたの裏には原告の勇気や努力があり、それにより社会が変わった。私たちが何をすべきか、判決に期待したい」と力を込めた。

判決は25年2月28日の予定。（藤村成悟）

20日午後、松山市道後町2丁目

愛媛新聞7月21日付

判決は来年2月28日に決定 学習と世論形成（署名）を

松山地裁での裁判は今年7月3日結審となりました。総会方針では、来年2月28日に決まった判決日に向けて、原告を励まし、社会保障拡充の世論形成をするとともに、県民に訴える学習会の開催などを確認しました。

県内5000目標の最高裁署名を

各地の「いのちのとりで裁判」では、地裁判決を終えて、高裁審議の所が増えていきます。最高裁判断も近づいていることから、いのちのとりで裁判全国アクションでは、最高裁への署名運動を進めることを決めました。

全国で31の訴訟がたたかわれている「いのちのとりで裁判」では、多くの地裁で、①生活保護基準部会が検証した数値を勝手に2分の1にしたこと、②物価高騰の2008年を起点とし、電気製品（特にテレビ）の値下がりが増大に影響し下落率が増幅される「物価偽装」とも言える独自の物価指数を用いたことから、引き下げを違法とする判決が相次いでいます（現在、原告の17勝11敗）。

私たちは、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。

12.7 大学学習会の成功へ

講師は 寺内順子さん（大阪社保協事務局長）

来年2月の松山地裁判決に向けて、県内の世論を変えていく闘いが求められます。そのため12月7日には大阪社保協の寺内順子事務局長を迎えた大学学習会を計画します。原告、支援者など100名規模で成功させましょう。

また、10月に日弁連主催の人権擁護大会が名古屋で開催、生活保護引き下げ問題が大きなテーマとなります。愛媛からも代表参加したいと思えます。



いのちのとりで裁判全国アクション 判決一覧 (2024-6-13時点)

1	2020年6月25日	名古屋地裁	×
2	2021年2月22日	大阪地裁(行政訴訟専門部)	○
3	2021年3月29日	札幌地裁	×
4	2021年5月12日	福岡地裁(「NHK受診料」の誤字)	×
5	2021年9月14日	京都地裁(「NHK受診料」の誤字)	×
6	2021年11月25日	金沢地裁(「NHK受診料」の誤字)	×
7	2021年12月16日	神戸地裁	×
8	2022年3月7日	秋田地裁	×
9	2022年5月13日	佐賀地裁	×
10	2022年5月25日	熊本地裁	○
11	2022年6月24日	東京地裁①(行政訴訟専門部)	○
12	2022年7月27日	仙台地裁	×
13	2022年10月19日	横浜地裁(行政訴訟集中部)	○
14	2023年2月10日	宮崎地裁	○
15	2023年3月24日	青森地裁	○
16	2023年3月24日	和歌山地裁	○
17	2023年3月29日	さいたま地裁	○
18	2023年4月11日	奈良地裁	○
19	2023年4月13日	大津地裁	×
①	2023年4月14日	大阪高裁(大阪訴訟)	×
20	2023年5月26日	千葉地裁	○
21	2023年5月30日	静岡地裁	○
22	2023年10月2日	広島地裁	○
②	2023年11月30日	名古屋高裁(愛知訴訟)	◎
23	2023年12月14日	那覇地裁	×
24	2024年1月15日	鹿児島地裁	○
25	2024年1月24日	富山地裁	○
26	2024年2月22日	津地裁	○
③	2024年3月14日	仙台高裁秋田支部(秋田訴訟)	×
④	2024年4月26日	大阪高裁(兵庫訴訟)	×
27	2024年5月30日	東京地裁②(行政訴訟専門部)	○
28	2024年6月13日	東京地裁③(行政訴訟専門部)	○

○…処分取消し請求認容(原告勝訴) ×…請求棄却(原告敗訴) ◎は国賠も認容

学習会のごあんない

愛媛の「人間らしく生きたい裁判」の判決は来年2月28日です。それに向けての大きな学習会です。ご参加ください。

- 日時 12月7日(土)13:00~15:00
- 場所 県民文化会館別館第11会議室
- 講演 「何もきかない、何もいわない支援からみえてくるママ、子ども、女性たちのリアル」
講師 寺内順子さん(大阪社保協事務局長、シンママ大阪応援団代表)

年度会費納入のお願い

会員の方は、振込用紙にて2024年度会費をお振込みください。恐れ入りますが振り込み手数料のご負担をお願いいたします。

- ◆年会費
個人会員 — 1口 500円から
団体会員 — 1口 1,000円から

- ◆振込先
ゆうちょ銀行 01640-3-132357
名義:生存権裁判を支える愛媛の会

生活保護は“いのちのとりで”

今、最高裁でたたかっています。署名のご協力をお願いします。

■いのちのとりで裁判とは？

生活保護のうち生活扶助基準について、2013年に平均6.5%・最大10%の引き下げが決められ、3回に分けて実行されました。

この史上最大の生活保護基準引き下げに対して、全国29都道府県、1,000名を超える原告が訴訟を提起し、国・自治体を相手にたたかっています。

各地の裁判所の多くは、原告の訴えを認め、引き下げを生活保護法違反と認めています。2023年4月の大阪高裁判決は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した逆転不当敗訴でしたが、2023年11月の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じる逆転完全勝訴でした。



大阪訴訟原告の新垣敏夫さん

大阪地裁での勝利は、この問題に一石を投じることができたと感じていました。しかし高裁での思わぬ敗訴に、言葉も出ませんでした。

今は、最高裁での勝訴のために、何でもやろうと決意しています。

■最高裁判所に求めること

私たちは、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。

■なんで署名を集めるの？

すべての署名は、最高裁判所に提出します。裁判官に、この裁判に多くの市民や団体がわがこととして関心を持っていることを訴えるためです。

生活保護は“いのちのとりで”です。すべての人の人権が保障される社会を実現するため、この署名活動にとりくみましょう。

オンラインでも署名することが可能です。同じ人が紙とオンラインの両方に署名しないようご注意ください。



■生活保護のこれからをどう考えているの？

「生活保護」という恩恵的な名称をやめ、権利性が伝わる「生活保障法」にし、国が、市民に対して積極的に利用を呼びかけることが必要だと考えています。

「生活保障法」は、日本弁護士連合会が2008年に要綱案を作成し、2019年に要綱案（改訂版）を出しています。

※「生活保障法」の提案のポイントは、
ここからご覧ください。
<https://00m.in/FrXeM>



いのちのとりで裁判全国アクション

(問合せ先) 〒530-0047 大阪市北区天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所 弁護士小久保哲郎
TEL 06-6363-3310 FAX 06-6363-3320 MAIL inotori25@gmail.com

生活保護基準引き下げの被害に対し 人権の砦として 司法の職責を果たす判決を求めます

2013年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅(平均 6.5%、最大 10%)で 96%の生活保護利用世帯が削減の影響を受けました。生活保護を利用する人たちは、食事や風呂の回数を減らす、友人との付き合いを減らすなど、厳しい生活を余儀なくされました。これは、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪い、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するものです。

全国で 31 の訴訟がたたかわれている「いのちのとりで裁判」では、多くの地裁で、①生活保護基準部会が検証した数値を勝手に2分の1にしたこと、②物価高騰の 2008 年を起点とし、電気製品(特にテレビ)の値下がり が過大に影響し下落率が増幅される「物価偽装」とも言える独自の物価指数を用いたことから、引き下げを違法とする判決が相次いでいます。2023 年 4 月の大阪高裁判決は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した逆転不当敗訴でしたが、2023 年 11 月の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じる逆転完全勝訴でした。

私たちは、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。

氏名(フルネームで)	住所(番地までご記入ください)
	愛媛 都・道 府・県
	愛媛 都・道 府・県
	愛媛 都・道 府・県
	愛媛 都・道 府・県
	愛媛 都・道 府・県

※オンラインでも署名することが可能です。同じ人が、紙とオンラインの両方に署名しないようご注意ください。

<https://forms.gle/k93FqsP14y27e8QE8>

※署名用紙に記入された情報は、最高裁判所に提出する目的以外に使用しません。



【呼びかけ団体】いのちのとりで裁判全国アクション

【送付先】全国生活と健康を守る会連合会

160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATOビル 3F

【取扱団体】いのちのとりで裁判愛媛アクション

何もきかない、何もいわない支援

から見えてくる

ママ、子ども、女性たちの
リアル



あたし、ちゃんとやってるから！～支援に傷つくママたち～

2024

12月

7日

12:30開場
13:00～15:00
(土曜日)

1部 寺内順子さんのおはなし

2部 愛媛ではどうなの？

【会場】愛媛県県民文化会館 別館第11会議室
愛媛県松山市道後町2丁目9-14

★パネリスト★

弘中 由美子(愛媛生協病院 医療福祉相談室)
～病院相談室に来られる若い人たちの今～

久保 友里恵(愛媛弁護士会)
～いのとり裁判からみえる女性のくらし～

寺内 順子(シンママ大阪応援団理事)
～大阪の取り組みをふまえて大事な視点～



寺内順子さんとシンママ大阪応援団



大阪を拠点に、シングルマザーを全力でサポートする、若い女性やお母さんたちの強い味方です！

中塚久美子『子どもと女性のくらしと貧困』(かもがわ出版、2024年)にて、寺内さんらの活動が紹介されています。



【問い合わせ先】 松山市来住町1091-1
いのちのとりで裁判愛媛アクション事務局 愛媛民医連(坂本)

電話:089-990-8677 / FAX:089-990-8678
メールアドレス:ehime.inotinotoride@gmail.com